

令和6年度チャレンジ都市阿南創造事業補助金
の交付申請にあたって御注意いただくこと

補助金の交付を受けようとするときは、「令和6年度チャレンジ都市阿南創造事業補助金公募要領」を熟読の上、申請してください。

なお、特に御注意いただくことについては次のとおりです。

1 申請書類

選考は、環境・金融・経営の専門的知識を持った有識者によって組織される検討委員会において、書類審査により委員の意見を聴取し、採択・不採択を決定します。

公募要領に記載の「選考基準」に御留意の上、申請書類を作成してください。

- ・書類審査は主に、様式第2号の1(新規創業用)、様式第2号の2(事業再構築用)及び様式第4号(SDGs等取組計画書)で行います。各項目に配点を設けていますので、空白が無いよう記入してください。
- ・SNSのフォロワー数が多い、新聞・雑誌に取り上げられたなど、アピールポイントがあればそれも記入してください。

2 添付書類

- ・補助対象経費の内容を確認するため、数量、単価が記載された見積書等の添付が必要です。
- ・見積書、許可証等の宛名又は届出者が、交付申請者と同一であること。

3 都市計画法に基づく手続き

- ・事業実施場所(事業再構築実施場所)が都市計画法に規定される市街化調整区域にあたる場合は、都市計画法に基づく許可が必要となる場合がありますので、桑野、新野、福井、椿、加茂谷地区以外で事業を予定されている交付申請者は、事前に御相談ください。
- なお、事業の実施場所が市街化調整区域である申請には、都市計画法に基づく手続きに関する「誓約書兼同意書」の添付が必要です。

4 その他

- ・令和6年4月1日から令和7年2月末日までに開業等の届出を行い、市内において新たに事業を開始(新規創業)又は新事業又は新分野に進出し、その事業を開始(事業再構築)する必要があります。
- ・補助金の対象期間は交付決定日(令和6年7月下旬を予定)から令和7年2月末日までです。交付決定日前に要した経費は補助対象経費とはなりませんので御注意ください。

5 補助事業の主な流れ

